



# German Newsletter

## Japan Business Services

Special Issue | April 2020

### 概要

- I. 新型コロナウイルス支援パッケージ
- II. 連邦および連邦各州による納税猶予措置
- III. 社会保険料の納付猶予

## COVID-19 関連施策

EY ドイツニュースレター号外(2020 年 3 月号)でお伝えしておりますドイツの新型コロナウイルス(COVID-19)関連施策につきまして以下アップデート致します。

### I. 緊急立法手続きによる新型コロナウイルス支援パッケージの成立

2020 年 3 月 23 日に連邦閣議により可決された新型コロナウイルス危機に関連した各種支援措置ならびに 2020 年の補正予算案は、25 日に連邦議会を通過、27 日に特別招集された連邦参議院における同意を受け即日公布されました。企業にとって必要不可欠な支援措置の可及的速やかな実施のため、これらの支援措置法は、遅滞なく、もしくは場合によっては過去に遡及して施行されることになります。税務当局及び社会保険庁もまた追加の軽減措置を公表しています。

新型コロナウイルスの急激な拡大に対しては、連邦政府の緊急対応が求められています。COVID-19 パンデミックにより打撃を受けているドイツ経済は、予想される経済停滞を緩和するため、早急の支援措置を必要としています。連邦政府の 2020 年補正予算により 1,225 億ユーロ規模の支援措置が講じられます。今会計期の収支が 335 億ユーロ減少する見込みであることから、支援措置の資金調達源として、1,560 億ユーロの新規借り入れが必要となる見込みです。これにより通常期に容認される借入上限額が 1,000 億ユーロ超過することになりますが、憲法上、緊急事態における特例として容認されます。

新型コロナウイルス支援パッケージは、6 つの法律および一つの命令から構成され、広範な支援措置を盛り込んでいます。特に、小規模企業および個人事業者に対する即時支援ならびに民法上および倒産法上の各種措置がこれに含まれています。支援パッケージのうち企業にとって重要な措置は以下の通りとなります。



## 事業者および企業に対する支援策

連邦政府は、2020年3月13日に、事業者および企業に対する支援策を公表しました。この支援策の下では、復興金融公庫(Kreditanstalt für Wiederaufbau: KfW)による既存および新規の融資制度を通じて数十億ユーロ単位の財政支援が企業に対して行われることになります(詳細についてはドイツニュースレター号外3月号参照)。欧州委員会は、発表されたKfWの特別融資制度の拡充に関する規定を助成金法上の観点から承認しました。さらに、KfWに対しては、すでに3月23日の週から取引銀行が運転資金を提供できるよう、拘束的な事前許諾を交付する権限が付与されました。

### 経済安定化基金法(Wirtschaftsstabilisierungsfondsgesetz)

経済安定化基金(Wirtschaftsstabilisierungsfonds: WSF)は、KfW特別融資制度を補完し、雇用、サプライチェーンおよび付加価値創造の確保のための、社会インフラ関連の大企業の安定化の財源となります。経済安定化基金は、社会インフラ関連の大企業の出資持分の取得を通じて自己資本を注入する、または、資本の再構成(リキャピタリゼーション)に際して匿名組合形式での出資もしくは劣後社債引受けを通じて支援する、ならびに2021年12月31日までに交付される債務証書または2021年12月31日以前を経済的起因とする債務を引き受けが可能です。安定化措置の規模は総額6,000憶ユーロで、その内訳は、企業による資本市場での資金再調達を容易にするための保証枠(4,000憶ユーロ)、および、リキャピタリゼーション措置のための信用供与(1,000憶ユーロ)ならびに政府によりKfWに割り当てられた特別融資制度の一環でKfWが行う融資取引の原資(1,000憶ユーロ)となっています。

なお、社会インフラ関連の大企業を対象とした経済安定化基金は、投資ラウンドにおいて、拠出済み資本込みで最低5千万ユーロの企業価値を有する大規模スタートアップ企業についても、利用が可能となっています。

### 民法、倒産法および刑事訴訟手続法におけるCOVID-19(新型コロナウイルス)パンデミックの影響を緩和するための法律(Gesetz zur Abmilderung der Folgen der COVID-19-Pandemie im Zivil-, Insolvenz- und Strafverfahrensrecht)

倒産申立事由がCOVID-19パンデミックの影響による場合、2020年9月30日までは倒産申立義務が凍結されます。本法の更なる骨子としては、経済的起因が2020年3月7日以前の(賃貸、小作、借入および労働契約を除く)特定の継続的債務関係に基づく(支払)請求権について、新型コロナウイルス危機の影響で、支払能力がないまたは支払履行により生計もしくは経済的存続が危ぶまれるケースを対象とした、消費者および小規模事業者に対する民法上の債務不履行権(猶予)の付与が挙げられます。

また、新型コロナウイルス危機の影響を未払いの理由とする賃料および小作料の支払遅延に際しての解約権が2020年4月1日から2020年6月30日までの期間について適用除外されます。まずは2020年3月14日以前に締結された消費貸借契約に限定して、解約保護を含む法的猶予規定が導入されています。さらに、株主総会および出資者総会の実施といった会社法関連の簡便措置が講じられています。対象となる会社形態は、株式会社(AG)、株式合資会社(KGaG)およびヨーロッパ株式会社(SE)ならびに協同組合および社団です。この措置により、特に、物理的な出席を要しないバーチャル総会の実施が可能となります。

税務との関連で重要な措置としては、再編取引の基準となる貸借対照表日を、組織再編法第17条第2項第4文の規定に依らず、商業登記簿への登記申請日の12カ月前(通常は8カ月)まで遡及することが可能となる点が挙げられます。組織再編税法に特段の規定が設けられていない再編取引においては、組織再編税法第2条により、税務上の遡及効果が自動的に12カ月に延長されることになります。ただし、結果としては、資本会社の合併、消滅型会社分割および存続型会社分割のみがこの措置の対象となります。分社型分割および資本会社の形態変更、人的会社(パートナーシッ

プ)の再編ならびにその他の現物出資については、組織再編税法の特段の規定を通じて 8 カ月の遡及期間が継続適用されます。

#### **中小企業および個人事業者に対する緊急支援措置(Soforthilfe für Kleinstunternehmen und Soloselbstständige)**

すべての産業セクターの小規模企業ならびに個人事業者およびフリーランサーに対する緊急支援措置として、経済的な緊急支援が実施されます。この措置は、新型コロナウィルス危機の影響で経済的な苦境が生じた場合、すなわち、2020 年 3 月 12 日以降に損害が発生し、2020 年 3 月より前には経済的苦境になかった場合に、支給対象期間を 3 カ月とする一時金のかたちで支給される課税対象の手当として実施されます。従業員 5 人以下の企業に対する手当は 9,000 ユーロ、10 人以下の企業は 15,000 ユーロが上限となります。大家が家賃を最低で 20% 減額する限りにおいて、上限に達していない手当枠がさらに 2 カ月間利用可能です。ただし、この手当は、翌課税年度の所得税または法人税の申告上、益金として考慮されることになります。2020 年補正予算のうち 500 億ユーロがこの緊急支援措置に充当されます。

#### **時短操業手当に関する命令(Kurzarbeitergeldverordnung)**

連邦議会および連邦参議院は、すでに 2020 年 3 月 13 日には、二つの命令制定権授権のかたちで時短操業手当の簡便的な認可を可能とする道筋を付けていました。操業停止の対象となる従業員の定足数は 3 分の 1 から 10% に引き下げられ、マイナスの労働時間残高の積立措置は採用されず、時短操業手当に対応する社会保険料は連邦労働局から還付され、派遣従業員もまた時短操業手当の対象に含まれることになります。2020 年 3 月 27 日に官報で公布された時短操業手当命令は 2020 年 3 月 1 日遡及して施行され、当面のところ 2020 年末まで適用されることになります。

#### **全国的な感染流行に際して国民を保護するための法律(Gesetz zum Schutz der Bevölkerung bei einer epidemischen Lage von nationaler Tragweite)**

特に特定の医療製品の供給の確保および感染拡大の防止のための措置に関する命令に加えて、同法もまた、伝染保護法(Infektionsschutzgesetz)における収入減少時の損害補償規定を補足しています。

#### **社会支援パッケージ(Sozialschutz-Paket)**

パッケージには、特に、求職のための基本保障および子女加算金における簡便措置ならびに社会インフラ関連職業に関する労働法上の規定が盛り込まれています。

#### **医療機関軽減法(COVID-19-Krankenhausentlastungsgesetz)**

同法には、COVID-19 に起因する病院およびその他の医療機関の経済的な負担を補償するための措置が盛り込まれています。

## **II. 連邦および連邦各州による納税猶予措置**

#### **連邦財務省による資金繰り負担緩和のための税務上の措置**

連邦各州はすでに州レベルで新型コロナウィルスとの関連で発した納税猶予および執行措置の簡便化に関する通達および情報を発していましたが、連邦財務省は 2020 年 3 月 19 日に、二つの公式通達(連邦財務省通達および営業税上の観点からの連邦各州共通通達)を公表し、税務上の

支援措置を具体化しました。骨子となる基本的意図は、納税に伴う納税者の資金繰りの悪化を回避することにあります。

新型コロナウイルス危機の直接の影響を受ける納税者に関して、納税猶予および執行措置の観点からの取扱いならびに前納額の引下げに際しての取扱いは以下の通りとなります。

- ▶ 連邦各州の税務当局が連邦の委託を受けて管轄する税金(所得税、法人税およびVAT)で、2020年12月31日までに納付期限がすでに到来した、または到来する税金については2020年12月31日まで納付猶予の申請ならびに所得税および法人税の前納額の引下げの申請が可能です。猶予の条件ならびに直接に少なからず新型コロナウイルス危機の影響を通じて発生した損害の証明に関して厳格な要件は求められません。さらに、税務当局は、原則的に、猶予利息を賦課しないことになります。2021年1月1日以降納付期限の到来する税金および2021年1月1日以降の納税期間についての猶予もしくは前納額引下げの申請に際しては特別な理由が必要となります。
- ▶ 同様に、(銀行口座の凍結等の)執行措置の債務者が新型コロナウイルス危機の影響について通知する、または別の方法により税務当局がその事実を知る限りにおいて、2020年12月31日までは、納税遅延に際してまたは2020年12月31日までに納付期限の到来する税金について執行措置の対象から除外されます。2020年3月19日以降2020年12月31日までに生じる納税延滞金は免除の対象となります。

原則的に納税者に代わって第三者が納付する税金(特に、賃金税および資本収益税)は、猶予規定の適用から除外されます。しかしながら、連邦財務省通達の全体的な文脈から、納税延滞金の賦課されない執行縛延べを通じて、結果として納税猶予措置と同じ資金繰り効果が達成できると解釈されます。バイエルン州税務局もそのホームページ上で、租税通則法第222条第3文および第4文にいうところの源泉税(賃金税および資本収益税)は、猶予の対象とはならないが、管轄税務署に対して執行縛延べを申請する可能性がある点を指摘しています。したがって、申請により上記の猶予または執行縛延措置の対象となるすべての税金の納付を凍結することができます。なお、賃金税に関するさらなる取扱いについては、税務当局による規定の公表が待たれます。

管轄自治体は、営業税前納額を賦課決定するに際して、連邦各州共同通達上に規定された営業税前納目的の営業税課税ベースの引下げ申請手続きに拘束されます。新型コロナウイルスを理由とする猶予および免除申請については、通常のケースと同様、第一義的には自治体に対して行うことになります。

### **連邦各州による納税猶予およびその他の資金繰り負担緩和のための税務上の措置**

連邦各州は、2020年3月19日付の連邦財務省通達を踏まえた資金繰り負担緩和のための税務上の措置を実施しています。この措置には、前納額および営業税前納額賦課のための課税ベースの引下げ、所得税、法人税、VATの無利子の納税猶予、ならびに執行措置の凍結および一部の納税延滞金の免除が含まれます。一部の州は、こうした手続きに関して特別の申請用紙を提供しています。さらに、複数の州が、税務申告書の提出期限の(遡及的な)延長申請に対して寛大な取扱いを行うことを発表しています。州によっては、申請により、VAT特別前納額を還付、もしくは、VAT申告の(一ヶ月の)恒常的期限延長の新規申請に際して(通常は前年のVAT納付額の11分の1に相当する)特別前納額をゼロ査定とするとしています。

### III. 社会保険料の猶予

社会保険料の猶予の可能性については、法定健康保険協会(GKV Spitzenverband)の通達により緩和され、新型コロナウイルス危機により(売上低迷といった)財政上の損害が発生したことを雇用者が合理的に説明できる場合には、原則的に納付猶予が認められます。ただし、社会保険料の納付猶予は、雇用者が、特に時短操業手当、企業借入金および緊急支援手当といった、他の新型コロナウイルス支援措置を利用する権限をすでに行使している場合にのみ認められます。これらの措置の利用に関わらず、雇用者がなお社会保険料を納付することができない場合にのみ、担保提供の不要な無利子の納付猶予を申請することができます。この緩和措置は、2020年3月分と4月分の納付保険料について実施されます。

## コンタクト先

Ernst & Young GmbH  
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft  
JBS (Japan Business Services)

### デュッセルドルフ

Graf-Adolf-Platz 15  
40213 Düsseldorf  
Germany

**梅田 健二**  
Phone +49 211 9352 13461  
Fax +49 211 9352 18026  
kenji.umeda@de.ey.com

### 野村 充基

Phone +49 211 9352 25791  
Fax +49 181 3943 25791  
mitsuki.nomura@de.ey.com

### ハンブルク

Rothenbaumchaussee 78  
20148 Hamburg  
Germany

### 梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461  
Fax +49 211 9352 18026  
kenji.umeda@de.ey.com

### シュツットガルト

Flughafenstrasse 61  
70629 Stuttgart  
Germany

### 英 正樹

Phone +49 89 14331 21366  
Fax +49 181 3943 21366  
masaki.hanabusa@de.ey.com

### フランクフルト

Mergenthalerallee 3-5  
65760 Eschborn  
Germany

### 久保川 智広

Phone +49 6196 996 24152  
Fax +49 181 3943 24152  
tomohiro.kubokawa@de.ey.com

### 梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461  
Fax +49 211 9352 18026  
kenji.umeda@de.ey.com

### ミュンヘン

Arnulfstrasse 59  
80636 München  
Germany

### 英 正樹

Phone +49 89 14331 21366  
Fax +49 181 3943 21366  
masaki.hanabusa@de.ey.com

## Disclaimer

- ▶ By nature, the information made available can neither be exhaustive nor tailored to the specific needs of an individual case. It does not constitute advice, any other form of legally binding information or a legally binding proposal on our part.
- ▶ This presentation reflects our interpretation of the applicable tax laws and regulations, the corresponding court rulings and the official statements issued by the tax authorities.
- ▶ This presentation is based on the law as of the date of this presentation. In the course of time, tax laws, administrative instructions, their interpretation and court rulings may change. Such changes may affect the validity of this presentation.
- ▶ We are not obliged to draw your attention to changes in the legal assessment of issues dealt with by us in this presentation.
- ▶ We assume no warranty or guarantee for the accuracy or completeness of the contents of this presentation. To the extent legally possible, we do not assume any liability for any action or omission that you have based solely on this presentation. This also applies should the information prove to be imprecise or inaccurate.
- ▶ This presentation and the handout are not a substitute for qualified tax advice.

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via [ey.com/privacy](http://ey.com/privacy). For more information about our organization, please visit [ey.com](http://ey.com).

© 2020 EYGM Limited.  
All Rights Reserved.

### ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.